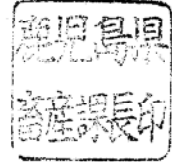


畜 第 3 9 5 号

平成27年7月31日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 様

鹿児島県農政部畜産課長



夏季休暇期間中における口蹄疫の防疫対策の徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策に対し御協力と御理解を賜り感謝いたします。

今般、別添「夏季休暇期間中における口蹄疫の防疫対策の徹底について」（平成27年7月17日付け27消安第2445号）のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありました。

口蹄疫については、平成22年の宮崎県の事例以降、国内での発生はありませんが、韓国や中国をはじめとした東アジア地域においては、依然として、継続的に発生が確認されているところです。

本格的な夏季休暇期間を迎えて、これまで以上に、海外への渡航者や訪日旅行者の増加が見込まれることから、我が国への口蹄疫の侵入リスクも高くなると考えられます。

つきましては、貴職におかれましても、傘下会員等に対して、飼養衛生管理基準の遵守など侵入防止対策の徹底及び監視体制の強化に万全を期するよう指導をお願いします。

<農林水産省ホームページ：家畜伝染病の発生に関する情報>

口蹄疫

URL http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

<県から家畜伝染病発生情報等の随時発信しています。メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」>

URL <http://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodonoogyo/tikusan/topics/kagoshima-chiccomi.html>

家畜衛生係 大菌・濱崎

TEL 099-286-3224

FAX 099-286-5599





27消安第2445号
平成27年7月17日

鹿児島県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

夏季休暇期間中における口蹄疫の防疫対策の徹底について

口蹄疫に係る防疫対策については、今年度に入ってから、「ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（平成27年4月16日付け27消安第465号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）、「台湾における口蹄疫の発生について」（平成27年5月8日付け27消安第1007号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、畜産関係者に対し、飼養衛生管理基準の遵守の徹底、注意喚起の徹底等をお願いしてきたところです。

これから夏季休暇の時期を迎えるにあたり、口蹄疫が発生している国を含め、諸外国との人や物の動きが一層激しくなり、我が国へ家畜伝染性疾病の病原体が侵入するリスクが、高くなると考えられます。

つきましては、従来からの防疫対策に加え、下記の事項について、畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等に対して周知するとともに、防疫対策に万全を期するよう指導の徹底を改めてお願いいたします。

なお、夏季休暇期間中における動物検疫の強化について、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省に対しても、別途、協力依頼していることを申し添えます。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

畜産関係者等に対しては、本病の発生地域*への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

*農林水産省ホームページ「世界における口蹄疫の発生状況」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/pdf/fmd_world.pdf

(2) 帰国後の留意事項

- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。）に立ち入らないこと。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

2 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

口蹄疫の発生予防のためには、畜産農家におけるウイルス侵入防止措置が極めて重要であり、都道府県は家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう、改めて指導すること。また、外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分な周知及び指導を行うよう努めること。

3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

家畜の所有者に対して、衛生管理区域に必要な人を立ち入らせず、また、物を持ち込ませないようにする。やむを得ず人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないように改めて指導を徹底すること。

4 早期通報の徹底

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所が作成した口蹄疫や口蹄疫類似疾病の画像集*等も活用して、都道府県は、家畜の所有者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項に規定する症状の具体的な内容について改めて周知徹底するとともに、早期通報があったときに迅速な初動対応が可能となるよう備えること。

※動物衛生研究所ホームページ「口蹄疫 画像・動画集」

<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/fmd/piclist/index.html>

5 連携体制の確認について

発生時の連絡体制については、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。）第2の2の（9）において、市町村等との連携体制を整備することとしており、緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等との連携体制を改めて点検し、緊急時に備えるものとする。